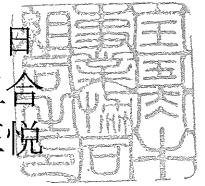


令和5年度農林関係税制改正に関する要請書

令和4年11月1日
全国肉牛事業協同組合
理事長 中林 正悦



わが国における肉用牛生産は、国民への安心・安全な国産牛肉の安定供給のみならず、中山間地域等の維持・活性化を図る上で、重要な役割を担っております。

しかしながら、肉用牛農家は素牛の導入から種付け・分娩や肥育・出荷に要する期間が長く、経営環境の変化に影響されやすい実態にあり、新しい国際環境の下、配合飼料等生産資材価格が高騰しており、極めて厳しい経営環境にあります。

このように厳しい状況の下、わが国肉用牛生産の安定的発展を図るためには、各種制度の円滑な運用、関連対策の着実な実施に必要な予算の確保をお願いするとともに、下記の税制改正の要請をいたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）

軽油は畜産機械、飼料生産用機械などの動力源として使用され、省力化のため機械化が進んだ畜産経営においては不可欠であります。燃料コストをできる限り軽減し、わが国の畜産経営の安定的発展を図るため、石油石炭税の還付措置の延長をお願いします。

2 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の3年延長

（所得税・法人税、個人住民税）

肉用牛生産基盤の強化を図り、国産牛肉の自給率を高め、消費者に安全、安心な国産牛肉を安定的に提供し続けるため、特例措置の3年延長をお願いします。

3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）または税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の2年延長（所得税・法人税）

肉用牛生産の安定的発展を図り、消費者に安全、安心な国産牛肉を安定的に提供し続けるため、肉用牛事業者の投資促進税制の2年延長をお願いします。